

令和7年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R7.3.5	R7.5.2	東京の未来を拓く起業家教育循環システム事業にかかる〇〇大学から都への事業報告書（第1四半期と第2四半期）	5	1					1										(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため	スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課
2	R7.3.4	R7.5.2	「大学研究者による事業提案制度により採択された東京の未来を拓く起業家教育循環システム事業」に関して〇〇から受けた報告すべて	7	1																スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課
3	R7.3.4	R7.5.2	「大学研究者による事業提案制度により採択された東京の未来を拓く起業家教育循環システム事業」に係る下記の文書 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関して〇〇から受けた報告すべて ・本事業に関する〇〇との打合せの記録すべて ・本事業に関する東京都内での検討状況が分かる資料 ・2024年8月以降、〇〇から複数回にわたり申し入れがあった打合せの設定についての東京都の検討状況が分かる資料 ・本事業に関する〇〇大学関係者（〇〇を除く）とのやりとりすべて 	274	1					1	1			1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号) 法人その他の団体に関する情報情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため (7条6号) 職員の内線番号、公用携帯番号及びメールアドレスであり、公にすることにより、業務と関連のない問合せがくる等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課